

令和4年版

労働災害の現状

【 令和3年労働災害発生状況の分析 】



小諸労働基準監督署

目 次

1	第13次労働災害防止推進計画	... 1 ~ 6
2	第13次労働災害防止推進計画の目標と実勢	... 7
3	労働災害の推移と傾向	... 8 ~ 11
4	業種別傾向	
	4-1 製造業	... 12
	4-2 建設業	... 13
	4-3 運輸貨物業	... 14
	4-4 林業	... 15
	4-5 その他の事業	... 16
5	外国人労働者の労働災害発生状況	... 17
6	木材加工用機械災害発生状況	... 18
7	プレス災害発生状況	... 18
8	職業性疾病・定期健康診断結果	... 19
9	令和3年業種別労働災害発生状況(表1)	... 20
10	令和3年事故の型別・業種別労働災害発生状況(表2)	... 21
11	死亡労働災害事例	... 22
12	労働安全衛生行政関係ホームページアドレス	... 23

注記

本書の統計数値については、ことわり書きのあるものを除き、令和3年1月1日～令和3年12月31日における小諸労働基準監督署管内の休業4日以上の労働災害による死傷者数を表しています。

【小諸労働基準監督署管内】

小諸市・佐久市・北佐久郡全域・南佐久郡全域

1 第13次労働災害防止推進計画

小諸労働基準監督署

はじめに

労働災害防止計画は、戦後の高度成長期における産業災害や職業性疾病の急増を踏まえ、1958年に第1次の計画が策定され、その後、社会経済の情勢や技術革新、働き方の変化等に対応しながら、これまで12次にわたり策定された。小諸労働基準監督署は、これを踏まえ推進計画を策定し、管内（小諸市・佐久市・南佐久郡・北佐久郡）における労働災害防止を推進してきた。その結果、管内の安全衛生の水準は大幅に改善した。

しかしながら、近年の状況を見ると、労働災害による死亡者の数（以下「死亡者数」という。）は減少しているものの、根絶しておらず、第三次産業の労働者数の急速な増加や労働力人口の高齢化率の高まりもあって、労働災害による休業4日以上死傷者の数（以下「死傷者数」という。）は着実な減少がみられず、これまでとは異なった切り口や視点での対策が求められている。

また、過労死やメンタルヘルス不調が社会問題となっており、労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策等に取り組むことが必要になっているほか、治療と仕事の両立への取組を推進することも求められている。このほか、化学物質による重篤な健康障害の防止や、今後増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化も必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、2018年度を初年度として、5年間にわたり小諸労働基準監督署、事業者、労働者等の関係者が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「小諸労働基準監督署における第13次労働災害防止推進計画」をここに策定する。

1 計画のねらい

働く方々の一人一人がかけがえのない存在であり、事業場においては、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人が、より良い将来の展望を持ち得るような社会とするためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

また、正規・非正規といった雇用形態の違い、副業・兼業といった多様な働き方をする労働者や高齢労働者、外国人労働者、障害者である労働者の安全や健康が確保されなければならない。

厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画及び長野労働局の第13次労働災害防止推進計画（略称：第13次防）に基づき、労働災害を減らし、安心して健康に働くことができる職場の実現に向け、総合的な安全衛生対策を推進する。

2 計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

3 計画の目標

- (1) 死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数が増加傾向にある業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年（平成29年）と比較して、2022年までに5%以上減少させ、223人以下とする。
- (2) 死亡災害については、第13次防期間中の死亡者数を第12次防期間中と比較して15%以上減少させ、6人以下とする。

4 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、実施状況の分析評価を行い、課題及び今後の方針等を明らかにする。また、必要に応じて計画の見直しを行う。

5 計画推進における現状（第12次労働災害防止推進計画の実勢）

平成25年度～平成29年度の5か年計画で推進してきた第12次労働災害防止推進計画（第12次防）では、死亡災害の撲滅及び休業災害の大幅な減少を目標として、その目標に向けて各種労働災害防止対策、健康確保対策等を推進してきた。

第12次防の労働災害減少目標と実勢は以下のとおりである。

（1）死亡災害の減少目標と実勢

目標

- ・死亡災害の撲滅を目指して、年間の死亡災害は「ゼロ」を目指す。

実勢

- ・年別の死亡災害は、平成25年が2人、平成26年が1人、平成27年が1人、平成28年が3人、平成29年が1人となり、毎年死亡災害が発生する憂慮すべき事態となった。

（2）休業災害の減少目標と実勢

目標

平成24年の休業4日以上之死傷者数220人と比較して、平成29年までに15%減少の187人以下とする。

実勢

平成29年の労働災害による休業4日以上之死傷者数は235人であり、目標の187人を48人上回り、目標達成には至らなかった。なお、各年の目標値と実勢は下記のとおり。

平成25年	目標213人	→	実勢224人	(+11人)
平成26年	目標206人	→	実勢248人	(+42人)
平成27年	目標199人	→	実勢243人	(+44人)
平成28年	目標193人	→	実勢237人	(+44人)
平成29年	目標187人	→	実勢235人	(+48人)

（3）第12次防期間中の労働災害の傾向

① 第11次労働災害防止推進期間中（第11次防：平成20年～平成24年）と比較して、第12次防期間中の労働災害の増減をみると、林業は減少しているものの、製造業、建設業、運輸業及び第三次産業を中心とするその他の事業は増加しており、全産業の増加率は18.0%（181人増）である。増加に転じた業種をみると

- ・製造業34人増（+14.4%）
- ・建設業46人増（+25.0%）
- ・運輸業18人増（+30.5%）
- ・その他の事業106人増（+22.6%）

となっている。

これは、第11次防期間中には景気が低迷していたが、第12次防期間中に景気が回復し、産業活動が活発になったことが主な要因と考えられる。

② 第12次防期間中における事故の型別労働災害発生状況をみると、

- ・墜落・転落災害 184人（第12次防における構成比 15.5%）
- ・転倒災害 290人（同 24.4%）
- ・はさまれ・巻き込まれ災害 169人（同 14.2%）

が多くを占めている。

これらの災害について、業種別にみると、建設業の墜落・転落災害による死傷者数は67人（うち死亡1人）と多発しており、建設業の労働災害の約3割を占めている。

また、道路貨物運送業の墜落・転落災害による死傷者数は13人であり、道路貨物運送業の労働災害の約3割を墜落・転落災害が占めている。

通路等における転倒災害による死傷者数は、第3次産業を中心とするその他の事業において176人となっており、中でも卸・小売業で49人と多くを占めている。

機械等によるはさまれ・巻き込まれ災害の死傷者数は、製造業において80人となっており、製造業の労働災害の約3割を占めている。

なお、災害性腰痛等の「動作の反動・無理な動作」による死傷者数は、141人となっており、その内訳はその他の事業73人（うち保健衛生業23人、卸・小売業24人）、製造業29人（うち食料品製造業9人）となっている。

6 目標達成に向けた取組み

第13次防の目標達成のため、長野労働局が示す重点業種に対する対策を確実に推進することとする。

（1）製造業対策

目標

死亡災害の撲滅を目指して、年間の死亡災害は「ゼロ」を目指す。

2022年の死傷者数を2017年（平成29年）の死傷者数58人と比較して10%以上減少させ、52人以下とする。

具体的取組

① 安全衛生管理体制の充実強化

安全管理者、安全衛生推進者等の権限を明確にし、その職務を十分に遂行できるようにするとともに、安全衛生委員会の活性化を促進する。

② 機械設備による労働災害防止対策の推進

- ・機械設備の本質安全化を図る。
- ・危険の「見える化」（危険マップ等による危険個所の表示）を促進する。
- ・機械の譲渡等を受ける際の、残留リスク等の情報提供を促進する。
- ・災害が多発している食料品製造業については、食品加工用機械の安全な使用方法等を浸透させるため、職長に対する安全衛生教育の実施等を推進するとともに、労働安全衛生規則に基づく危険防止措置を徹底する。

（2）建設業対策

目標

死亡災害の撲滅を目指して、年間の死亡災害は「ゼロ」を目指す。

2022年の死傷者数を2017年（平成29年）の死傷者数37人と比較して10%以上減少させ、33人以下とする。

具体的取組

① 墜落・転落災害防止対策

従来から多発している墜落・転落災害を防止するため、建設業労働災害防止協会長野県支部佐久分会及び南佐久分会等と連携し、労働安全衛生規則に基づく墜落防止措置の徹底を図るとともに、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」やハーネス型安全帯の普及促進を図る。

② 移動式クレーン・車両系建設機械等の災害防止対策

- ・元方事業者による作業場所の巡視や移動式クレーン等の運転についての合図の統一等の統括安全衛生管理を徹底する。
- ・適切な作業計画の作成や有資格者等の十分な技能を有する人員配置を徹底する。
- ・移動式クレーンや車両系建設機械等の転倒防止措置及び接触防止措置を徹底する。

③ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）に基づき、長野県や国土交通省出先機関等と連携の下に、請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の検討・実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を着実かつ計画的に実施する。

④ 石綿が用いられている建築物の解体工事の増加が見込まれる中、石綿の使用の有無の調査が十分に行われないまま解体工事が施工されることがないように、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底する。

(3) 林業対策

目標

死亡災害の撲滅を目指して、年間の死亡災害は「ゼロ」を目指す。

具体的取組

- ・チェーンソーによる伐木等作業中に発生する労働災害の減少を図るため、「伐木等作業における安全対策のあり方に関する検討会」の議論の結果を踏まえ、安全対策の充実強化を図るとともに、その周知徹底について森林管理署や林災防等と連携する。

(4) 陸上貨物運送業対策

目標

死亡災害の撲滅を目指して、年間の死亡災害は「ゼロ」を目指す。
2022 年の死傷者数を 2017 年（平成 29 年）の 8 人より減少させる。

具体的取組

- ・陸上貨物運送事業における労働災害の多くが荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインに基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会長野県支部佐久分会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。

(5) 第三次産業（特に小売業、社会福祉施設、飲食店）対策

目標

第三次産業を主とするその他の事業については、雇用者数の増加を踏まえ、2022 年の死傷者数を 2017 年（平成 29 年）の 121 人より減少させる。

具体的取組

- ・ 労働者数の増加に伴い、労働災害の総件数が増加傾向にある小売業、社会福祉施設及び飲食店のうち、多店舗展開で分散している業態の事業場については、個々の店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であり、本社・本部の労働災害防止対策への参画が求められる。このような業態の事業場について、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理を推進する。
- ・ 経営トップに対する意識啓発や危険の「見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・ 第三次産業の事業場が実効ある取組を行えるようにするため、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の専門家の活用を支援する。
- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ、経験年数3年未満の死傷者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。

(6) 上記以外の目標及び具体的取組については以下のとおりとする。

目標

- ① メンタルヘルス対策に取り組んでいる労働者数30人以上の事業場(※)の割合を75%以上とする。
※メンタルヘルス対策に係る以下の取組のうち、4項目以上取り組んでいる事業場の割合
 - ・ 衛生委員会等での調査審議
 - ・ 心の健康づくり計画の策定
 - ・ 事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任
 - ・ 労働者への教育研修の実施
 - ・ 管理監督者への教育研修の実施
 - ・ 労働者からの相談体制の整備
 - ・ 職場復帰支援体制の整備
 - ・ ストレスチェックの実施
- ② 2022年の腰痛による死傷者数を2017年より減少させる。
- ③ 職場での熱中症による死亡者を発生させない。

具体的取組

- ① メンタルヘルス対策
 - ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
 - ・ 長野産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
 - ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針(平成18年健康保持増進のための指針公示第3号)に基づく取組を引き続き推進するとともに、特に、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。

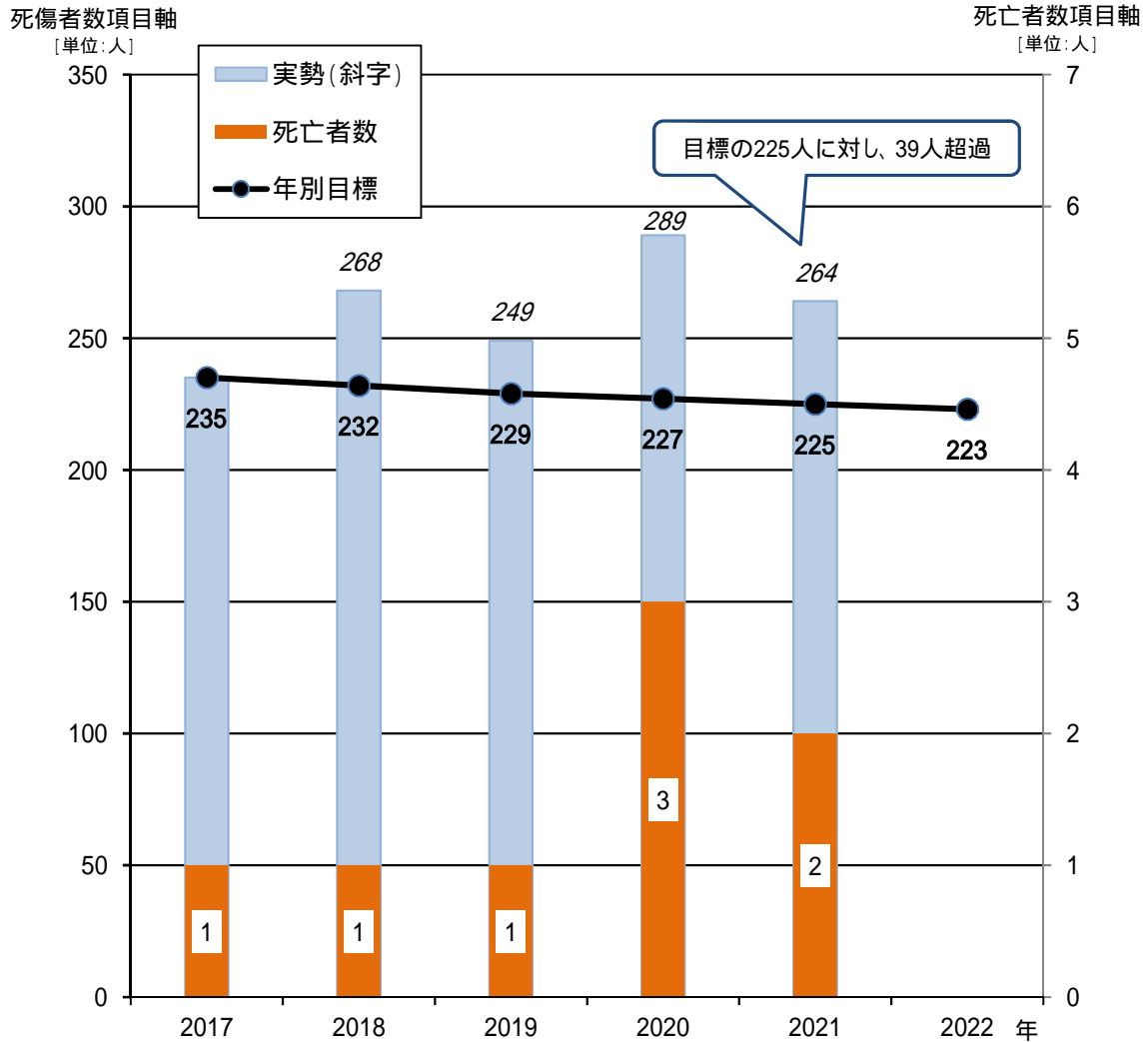
- ② 腰痛の予防
 - ・腰痛予防対策に係る安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ③ 熱中症の予防
 - ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
 - ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの提供を行う。

7 その他の取組み事項

下記に示す事項については、長野労働局で策定した「長野県における第 13 次労働災害防止推進計画」に基づき推進することとする。

- ① 企業における健康確保措置の推進
- ② 過重労働による健康障害防止対策
- ③ 化学物質による健康障害防止対策
- ④ 粉じん障害防止対策
- ⑤ 受動喫煙防止対策
- ⑥ 転倒災害の防止
- ⑦ 交通労働災害対策
- ⑧ 職場における危険の「見える化」の推進
- ⑨ 非正規雇用労働者対策
- ⑩ 高年齢労働者対策
- ⑪ 外国人労働者、技能実習生対策

2 第13次労働災害防止推進計画（目標と実勢）



← 第13次労働災害防止推進計画期間 (2018年～2022年) →
 目標：2022年において223人以下

第12次防最終年 235人

第12次労働災害防止推進計画の最終年(2017年)の労働災害による
 休業4日以上死傷者数: 235人

5パーセント減

第12次労働災害防止推進計画の最終年(2022年)の労働災害による
 休業4日以上死傷者数: 223人以下

全体的傾向

- ・ 休業4日以上の死傷者数は対前年比25人、率にして8.7%増加し、264人となった。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、平成22年以降、右肩上がりの傾向が続いている。
- ・ 死亡者数が平成22年以降、毎年発生している。

業種別傾向

- ・ 製造業の死傷者数は48人(対前年比 - 26人、 - 35.1%)と減少した。
- ・ 建設業の死傷者数は40人(対前年比 + 5人、 + 14.3%)と増加した。
- ・ 運輸貨物業の死傷者数は23人(対前年比 - 1人、 - 4.2%)であった。
- ・ 林業の死傷者数は2人(対前年比 - 4人、 - 66.7%)であり、減少した。
- ・ 近年増加傾向にある第三次産業を主とするその他の事業の死傷者数は151人(対前年比 + 4人、 + 2.7%)と増加し、業種別構成比では57.2%と半数以上を占めた。
- ・ ほか、特に災害の増加が目立つ業種として、「農業」(死傷者数17人、対前年比 + 9人、 + 112.5%かつ2年連続で死亡災害発生)が挙げられる。

事故の型別傾向

- ・ 通路等における「転倒」災害が74人(対前年比 - 8人、 - 9.8%)と全体の28.0%を占め、次いで腰痛等の「無理な動作」による災害が40人(対前年比 + 3人、 + 8.1%)、高所等からの「墜落・転落」災害が38人(対前年比 - 6人、 - 13.6%)、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害が25人(対前年比 - 10人、 - 28.6%)となった。

起因物別傾向

- ・ 通路、階段等の「仮設物・建築物・構築物等」に起因する災害が73人と全体の27.7%を占め、次いでフォークリフト・トラック・コンベア等の「動力運搬機」が28人と全体の10.6%を占めた。

年齢別傾向

- ・ 60歳以上が77人(29.2%)、40～54歳が58人(22.0%)、50～59歳が52人(19.7%)となった。

経験年数別傾向

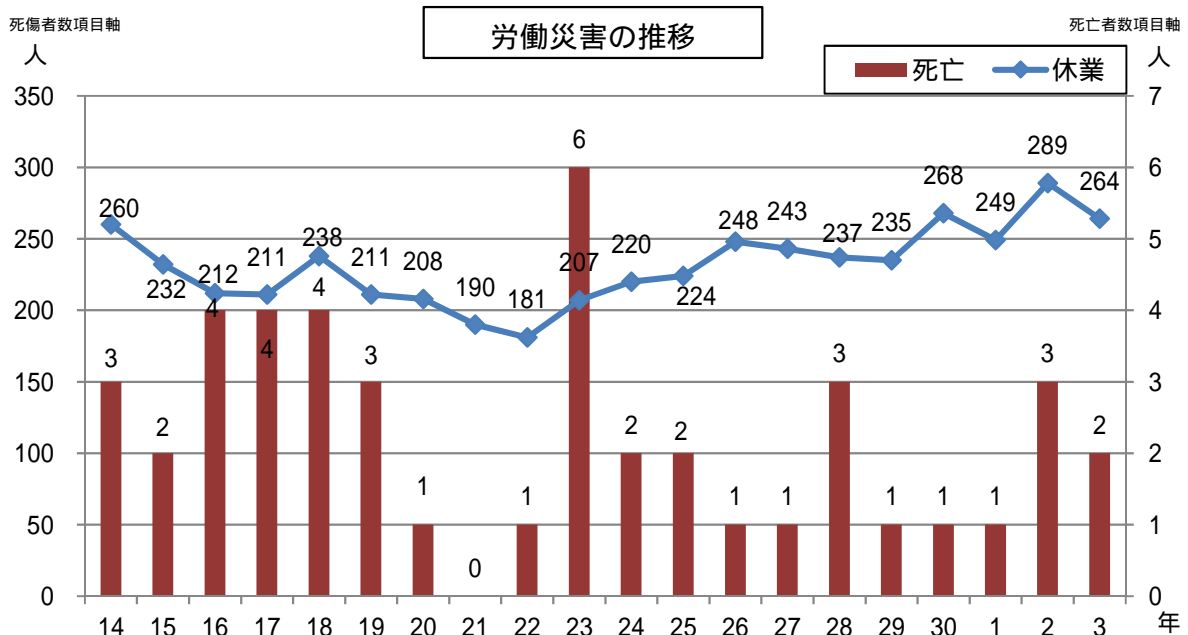
- ・ 経験年数10年以上のベテラン労働者が84人(31.8%)と最も多く、次いで5年以上10年未満の労働者が55人(20.8%)と多く、5年以上の労働者のみで全体の半数を占めた。

規模別傾向

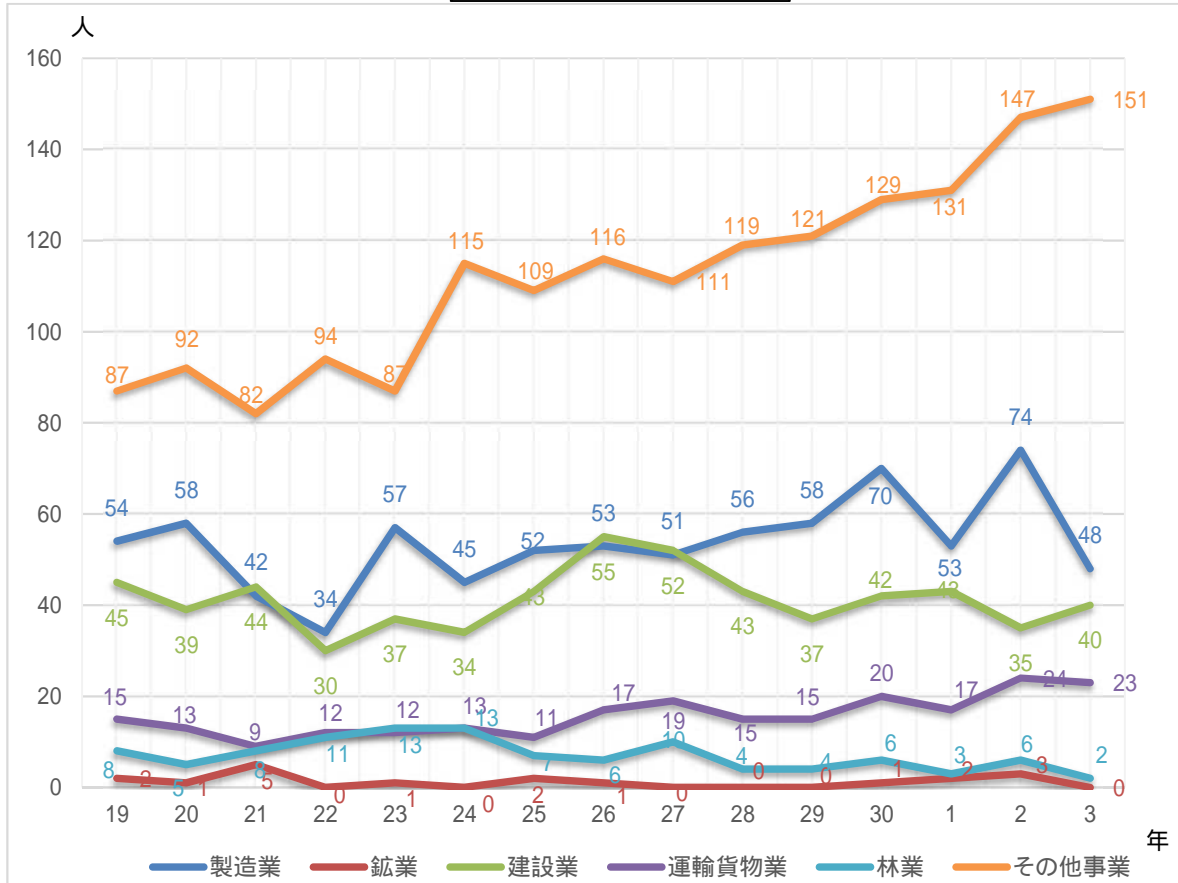
- ・ 労働者数30人未満の小規模事業場の死傷者数が137人と全体の51.9%を占めた。

発生月別傾向

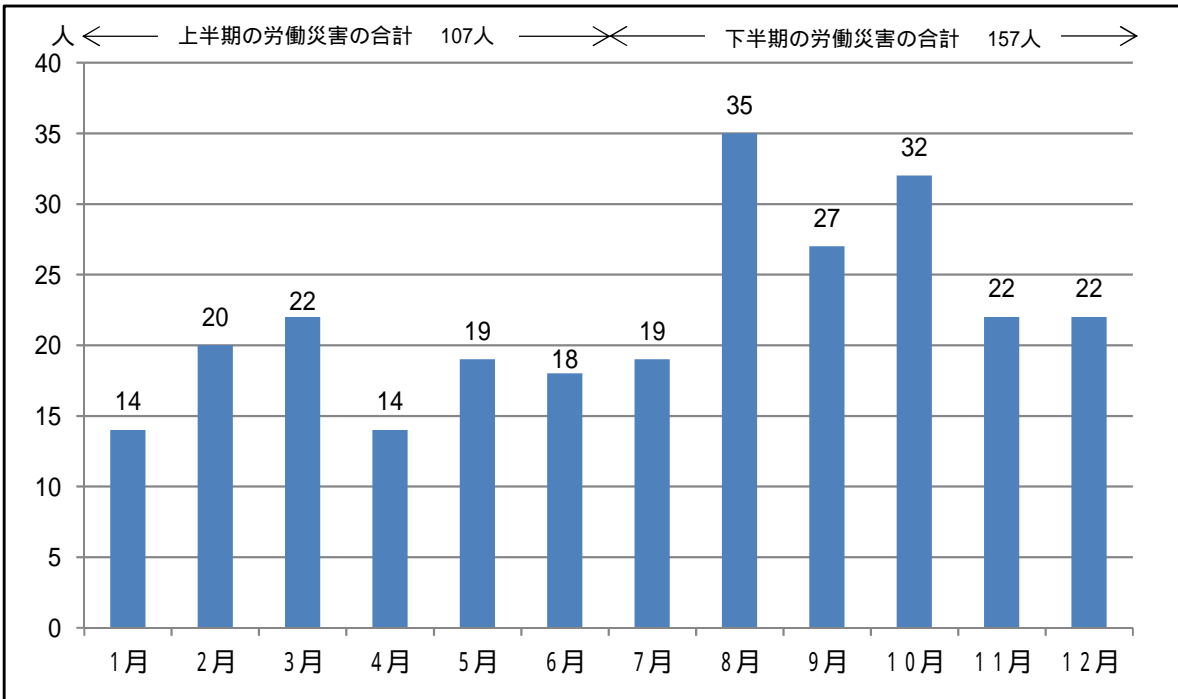
- ・ 死傷者数の多かった月は、8月(35人)、9月(27人)、10月(32人)であり、他の月はあまり差がなかった。
- ・ 冬季は、積雪・凍結等による転倒災害が多発する傾向がある。



業種別労働災害の推移



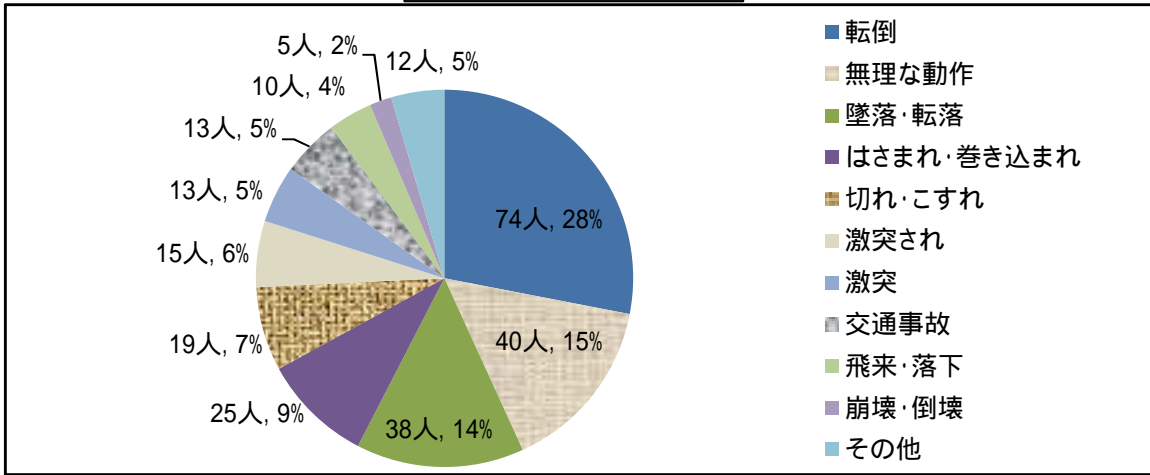
月別発生状況



特徴

- ・8月の死傷者数が35人と最も多く、次いで10月が32人、9月が27人となった。
- ・上半期(1月～6月)の死傷者数は107人、下半期(7月～12月)の死傷者数は157人であり、下半期に労働災害が増加した。

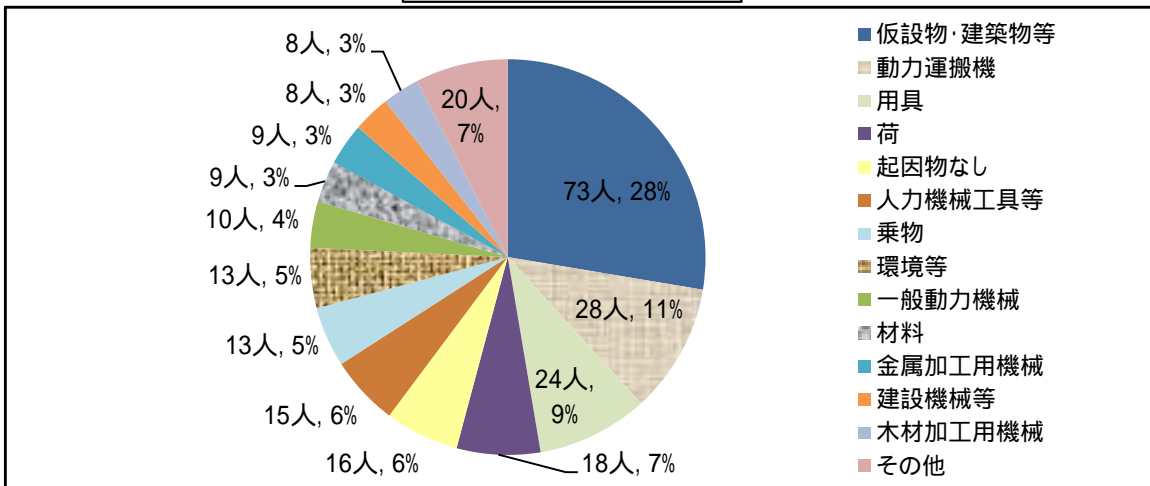
事故の型別発生状況



特徴

・通路等における滑り、つまづき等による「転倒」災害が最も多く、全体の4分の1以上を占めた。
 ・「無理な動作」による腰痛、「墜落・転落」災害、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」災害が多発した。

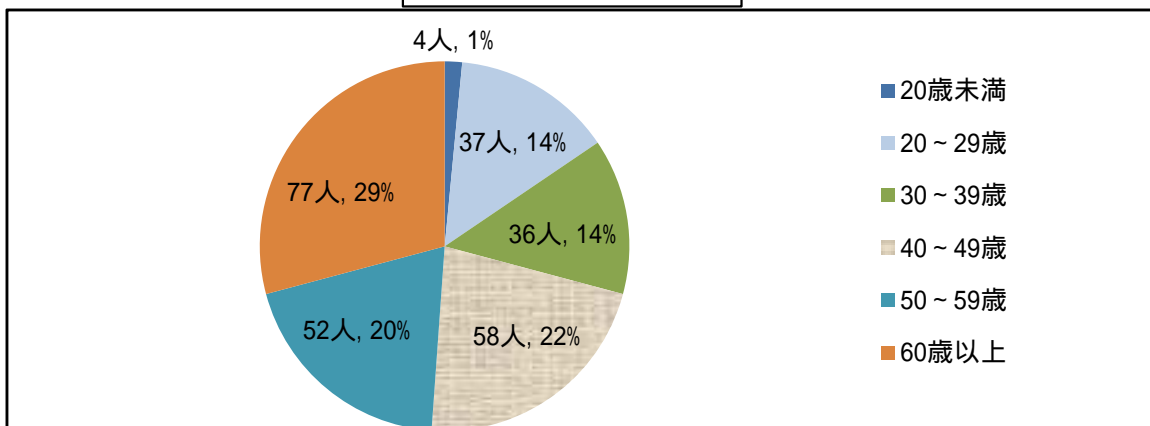
起因物別発生状況



特徴

・前年同様に通路、階段、屋根等の「仮設物・建築物等」を起因物とする災害が73人と最も多く、全体の28%を占めた。また、フォークリフト・トラック・コンベア等の「動力運搬機」を起因物とする災害が28人と2番目に多かった。

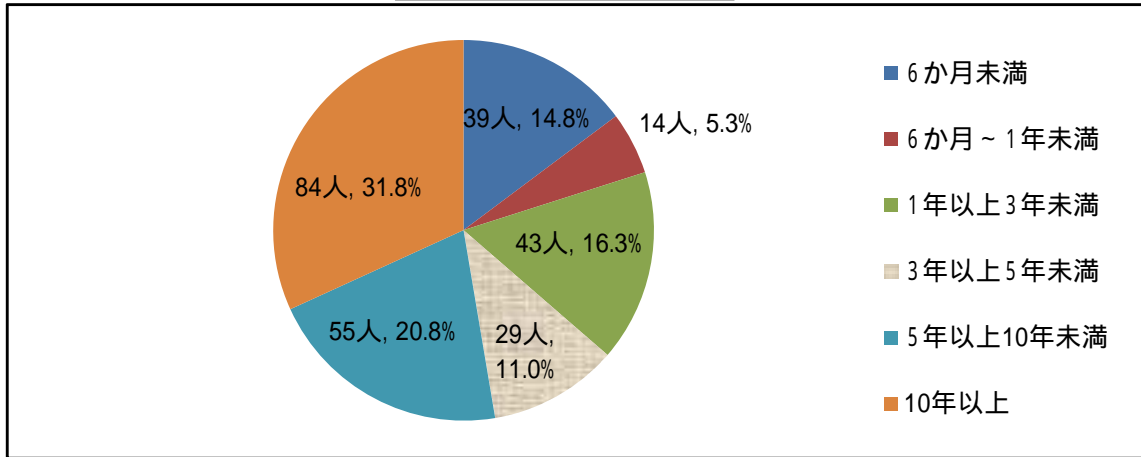
年齢別発生状況



特徴

・50歳以上の死傷者数は141人であり、全体の約半数を占めた。このうち、60歳以上の死傷者数は77人であり、全体の29%を占めた。

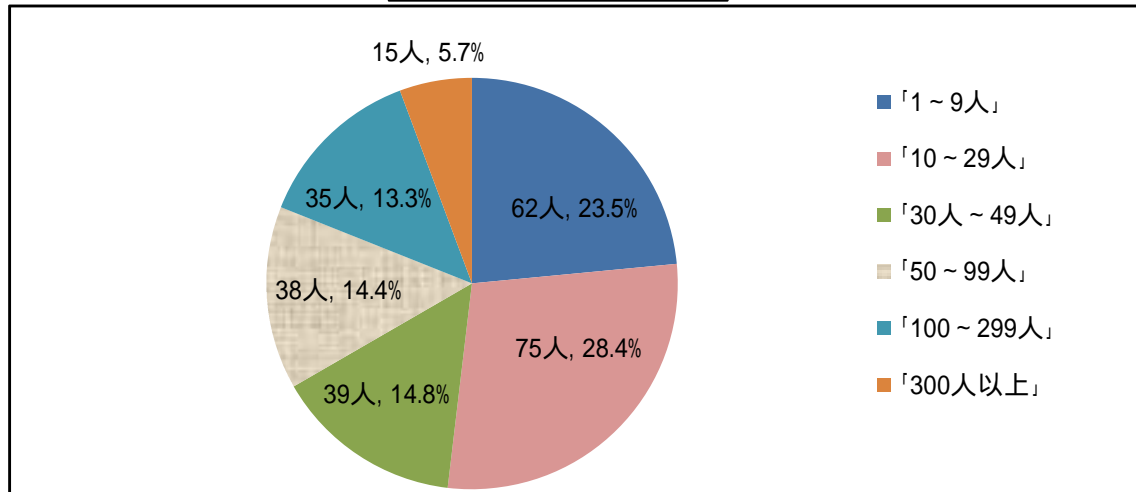
経験別発生状況



特徴

- ・経験期間「10年以上」のベテラン労働者の死傷者数が多く、84人と全体の31.8%を占めた。
- ・経験期間が5年以上の労働者の死傷者数のみで全体の半数以上(52.6%)を占める。

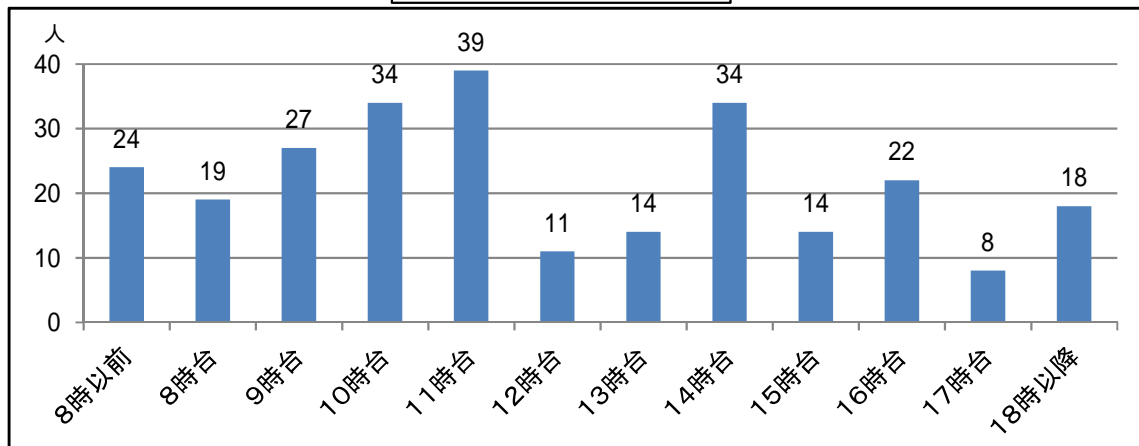
規模別発生状況



特徴

- ・労働者数「1～9人」の事業場の死傷者数が62人、労働者数「10～29人」の事業場の死傷者数が75人となっており、小規模事業場で労働災害が多発した。
- ・労働者数29人以下の小規模規模の事業場の死傷者数が137人と全体の51.9%を占めた。

時間別発生状況



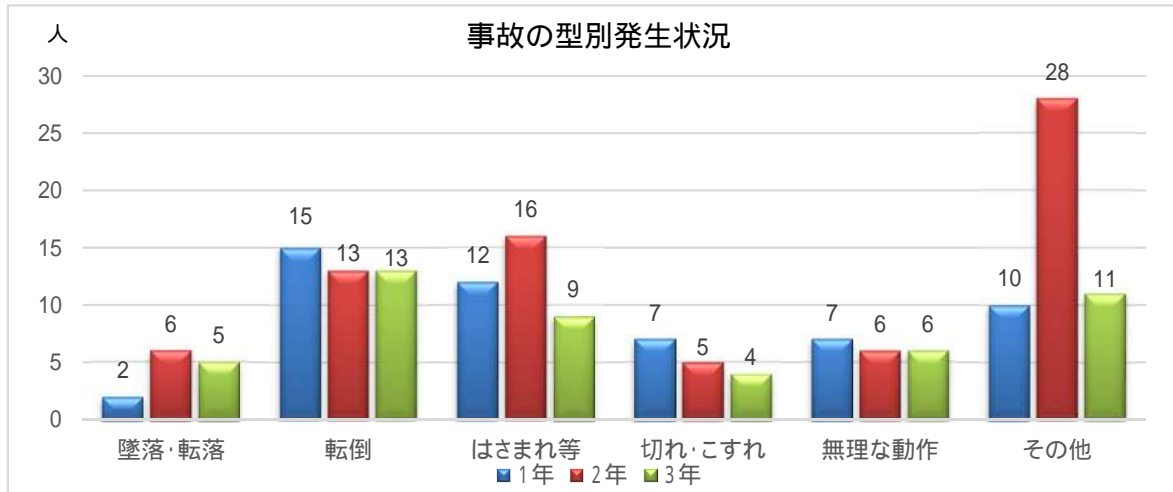
特徴

- ・10時台,11時台,14時台の死傷者数が多い傾向となった。
- ・総じて、午前の方が午後より死傷者数が多かった。

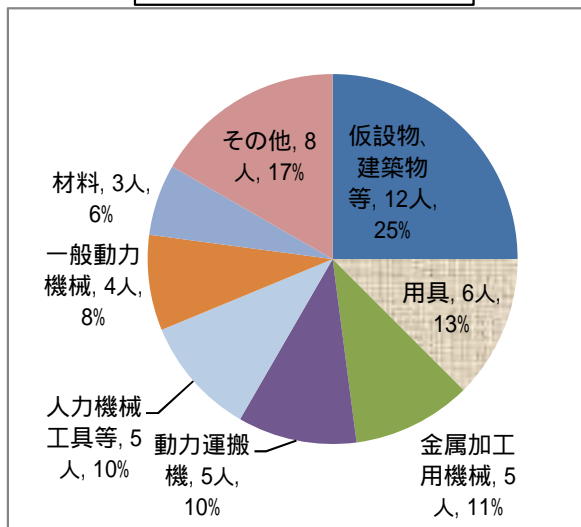
4-1 製造業

特徴

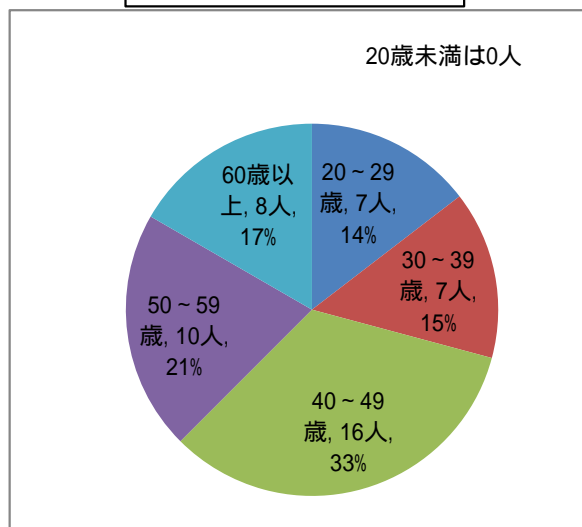
- ・製造業における休業4日以上¹の災害は48人であり、前年に比べ26人(35.1%)の減少となった。
- ・事故の型別では、「転倒」災害が13人(27.1%)と最も多く、次いで「はさまれ・巻き込まれ」災害が9人(18.8%)となった。
- ・起因物別では、仮設物、建築物等が12人(25.0%)、用具が6人(12.5%)となった。
- ・年齢別では、40代の労働者の労働災害が多発した。
- ・経験年数別では、5年以上の労働者の災害が28人(58.3%)を占めた。



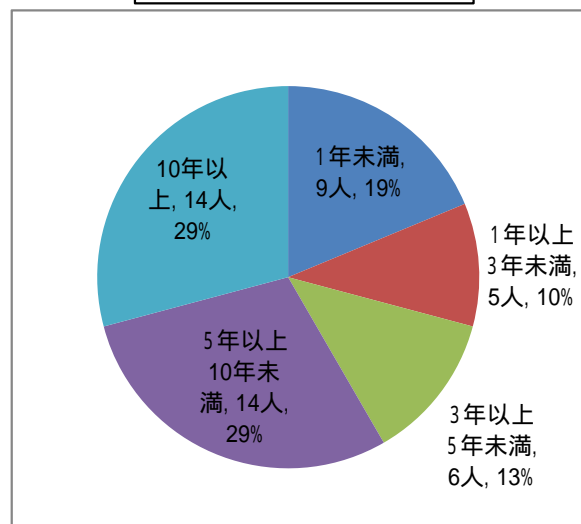
起因物別発生状況



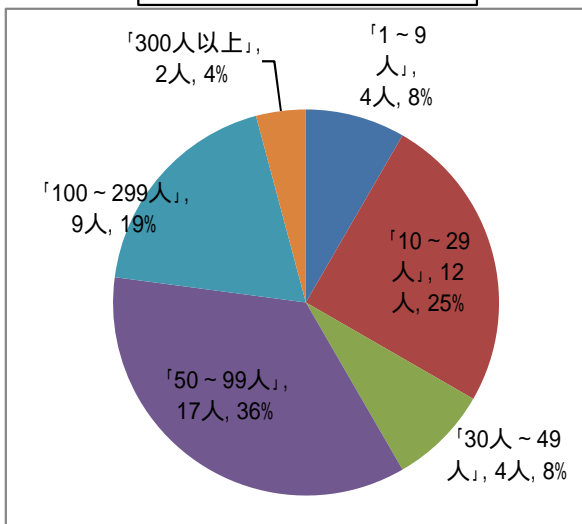
年齢別発生状況



経験別発生状況



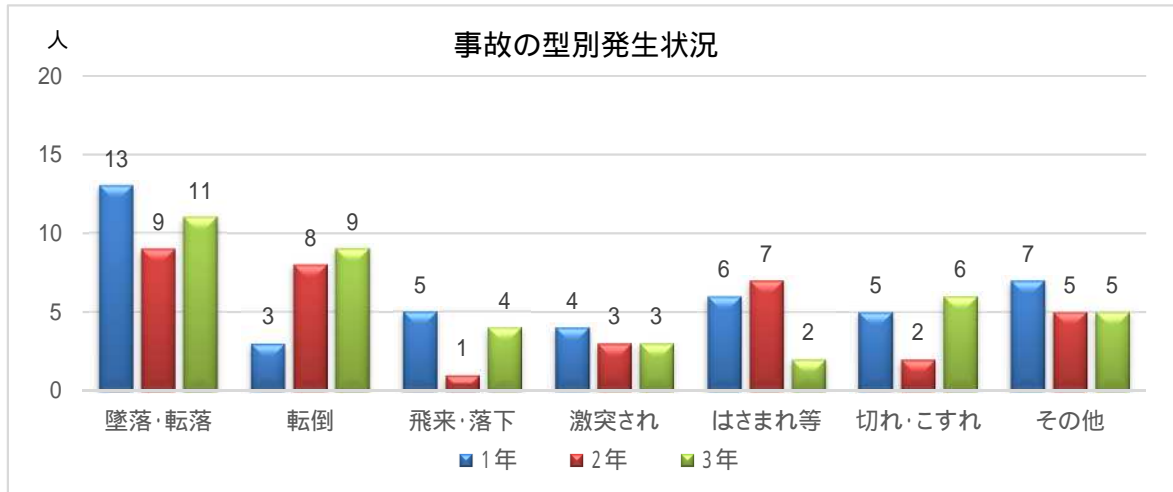
事業場規模別発生状況



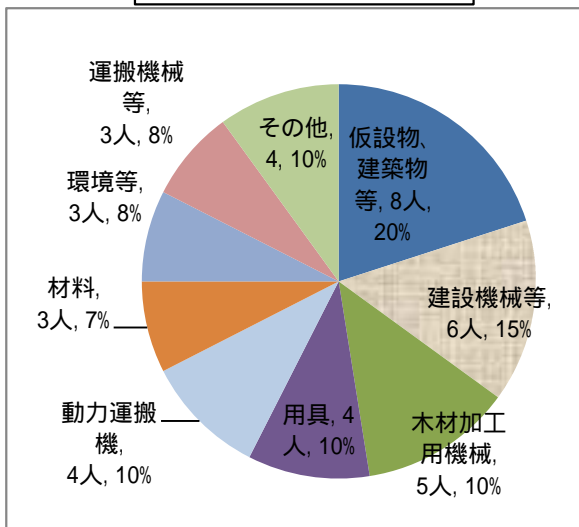
4-2 建設業

特徴

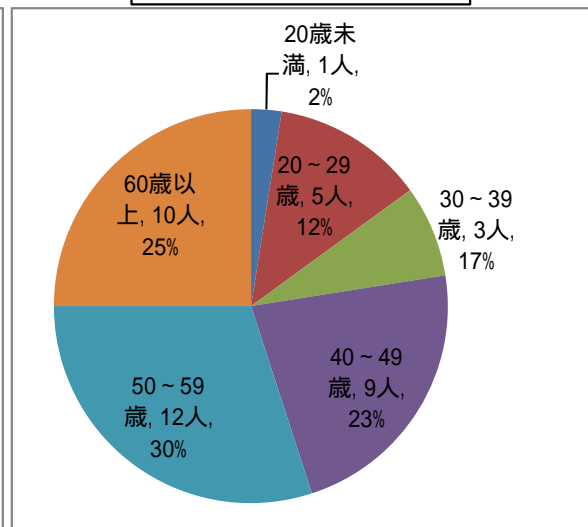
- ・業種別では、土木工事業が12人、建築工事業が21人、設備工事業が7人となった。
- ・事故の型別では、「墜落・転落」災害が最も多く、11人(27.5%)を占めた。
- ・起因物別では、「仮設物、建築物等」が最も多く、8人(20.0%)を占めた。
- ・年齢別では、50代が12人(30.0%)、60歳以上が10人(25.0%)、40代が9人(22.5%)となった。
- ・経験年数別では、10年以上のベテラン労働者が非常に多く、25人(62.5%)を占めた。
- ・規模別では、労働者数9人以下の小規模事業場の構成比が高く、24人(60.0%)を占めた。



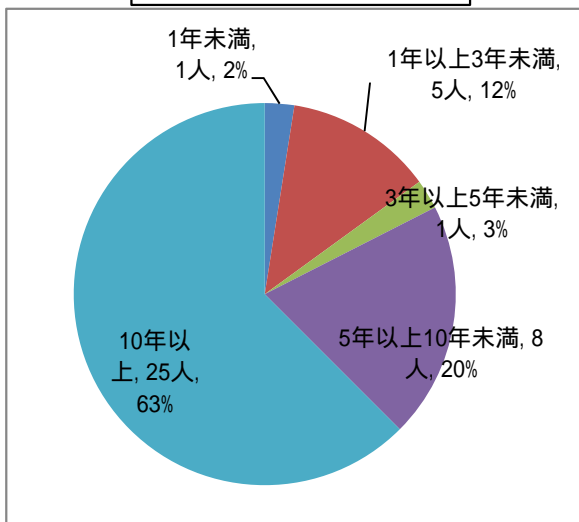
起因物別発生状況



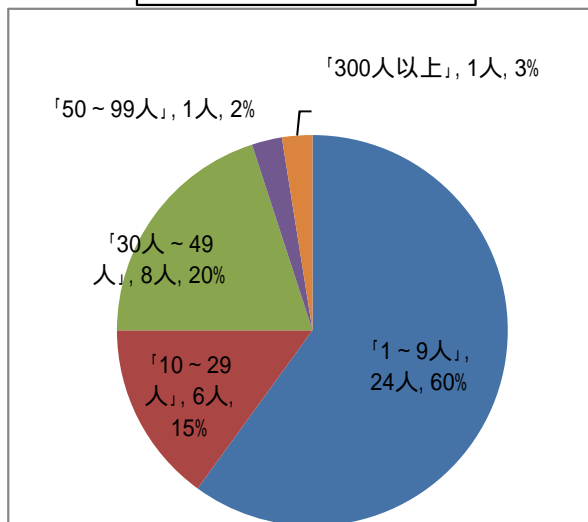
年齢別発生状況



経験別発生状況



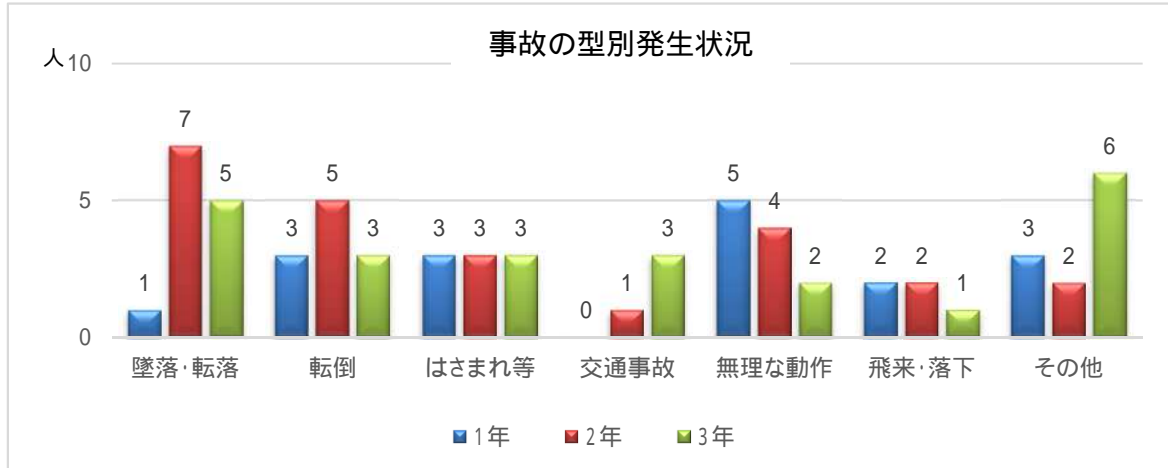
規模別発生状況



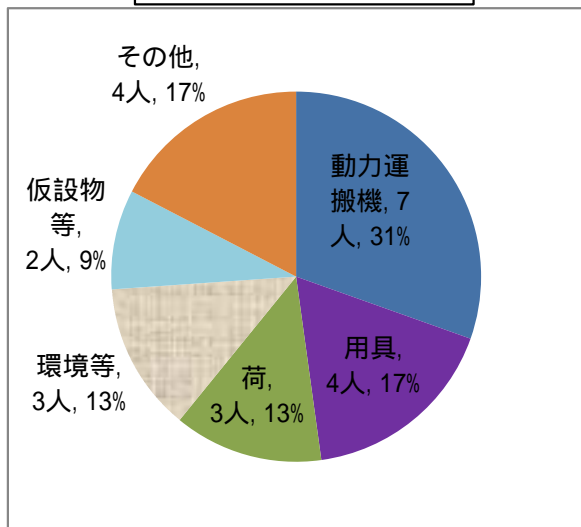
4-3 運輸貨物業

特徴

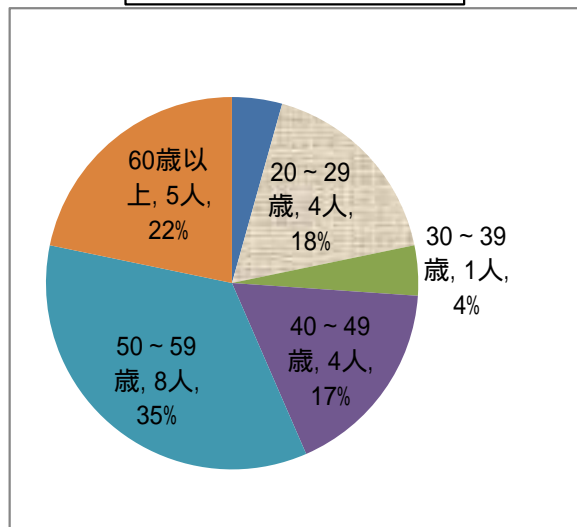
- ・休業4日以上の死傷者数は23人であり、対前年比 - 1人、率にして4.2%減少した。
- ・事故の型別では、「墜落・転落」が5人(21.7%)と最も多く、次いで「転倒」災害、「はさまれ・巻きまれ」災害、「交通事故」が3人(13.0%)となった。
- ・起因物別では、トラックやフォークリフト等の「動力運搬機械」が最も多く、7人(30.4%)を占めた。
- ・年齢別では、50歳代の被災が最も多く、8人(34.8%)を占めた。
- ・経験年数別では、特段の偏りは見られなかった。
- ・規模別では、労働者数30人～49人の事業場の労働災害が多く、8人(34.8%)を占めた。



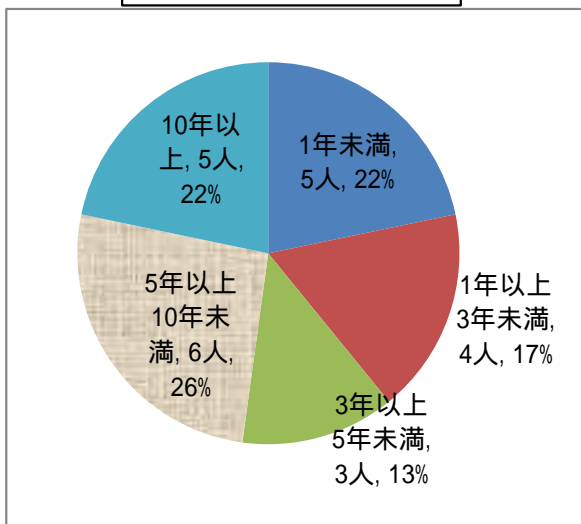
起因物別発生状況



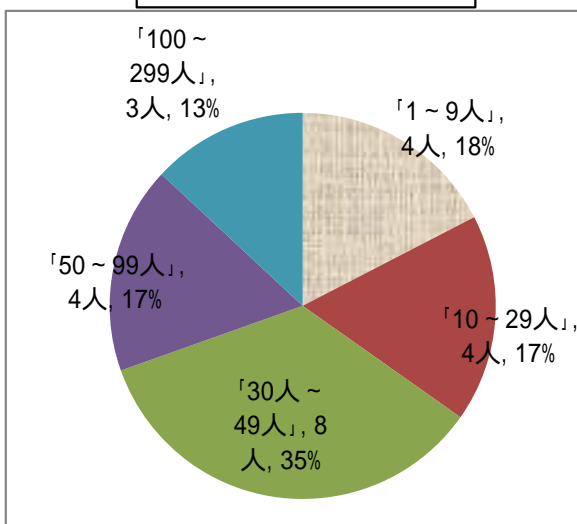
年齢別発生状況



経験別発生状況



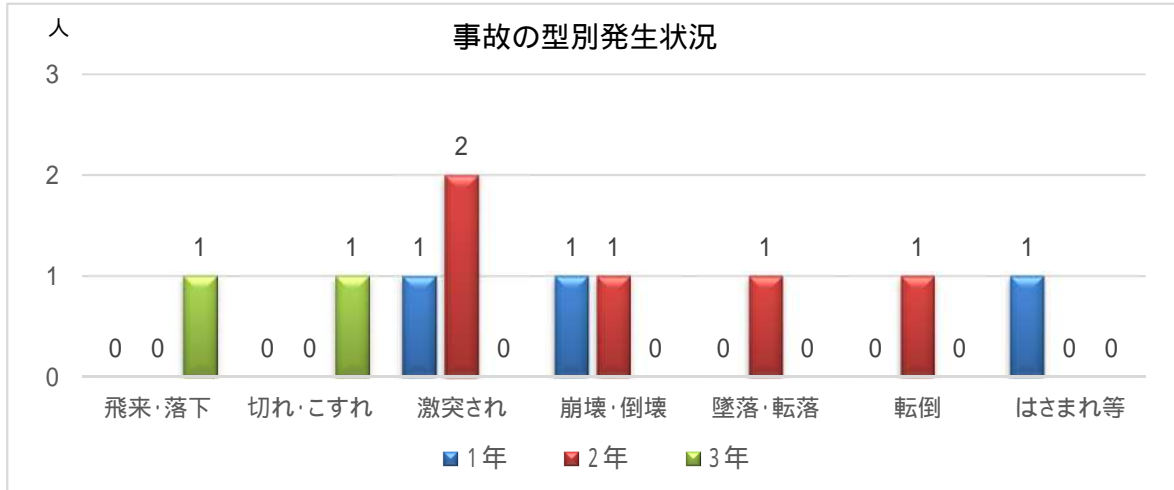
規模別発生状況



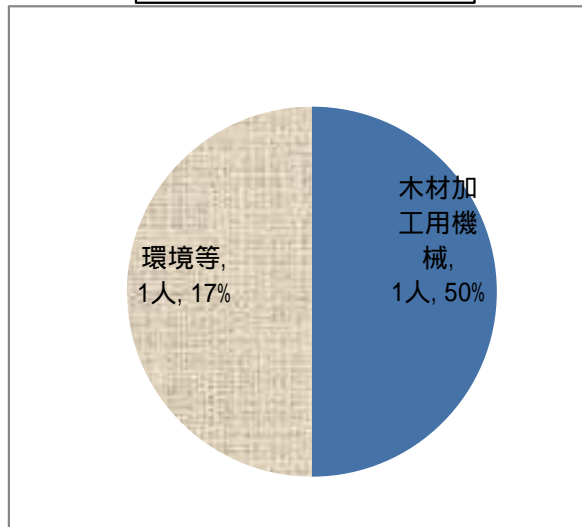
4-4 林業

特徴

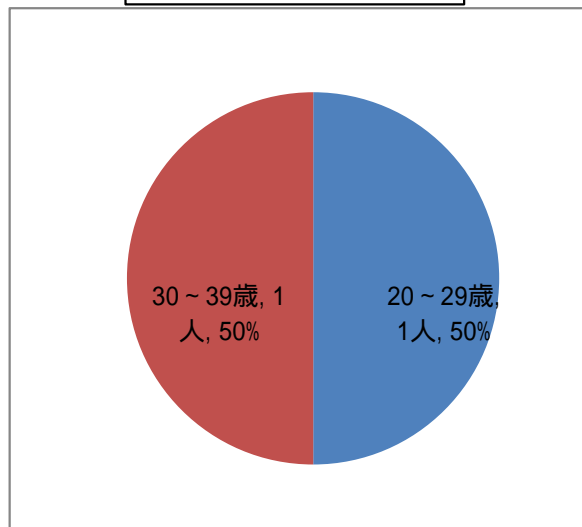
- ・死傷者数は、2人であり、対前年比 - 3人と減少した。
- ・事故の型別では、「飛来・落下」災害と「切れ・こすれ」災害が発生した。
- ・年齢別にみると、20歳台と30歳台で発生した。
- ・経験年数別では、3年以上5年未満の労働者2人であった。



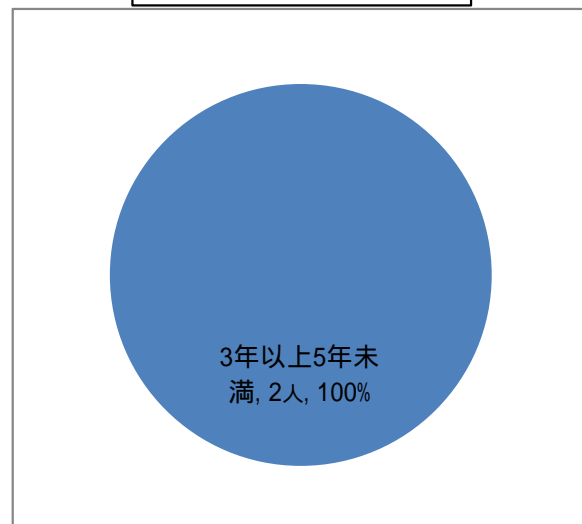
起因物別発生状況



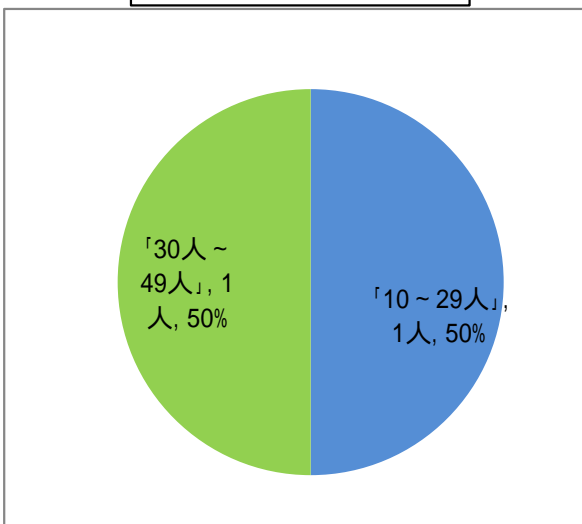
年齢別発生状況



経験別発生状況



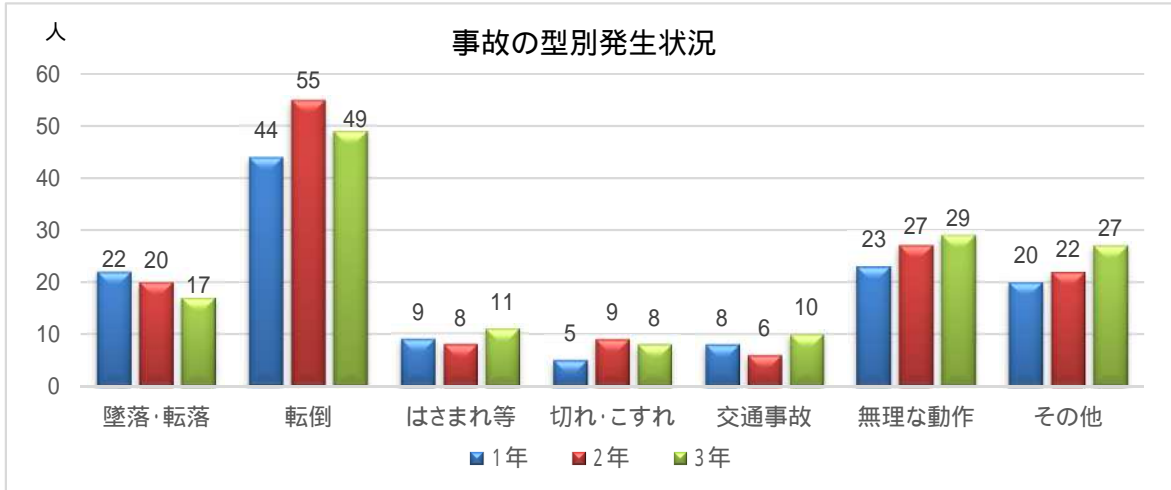
規模別発生状況



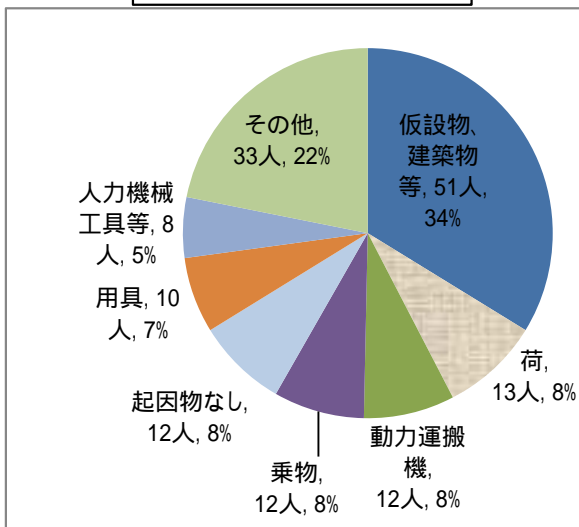
4-5 その他の事業

特徴

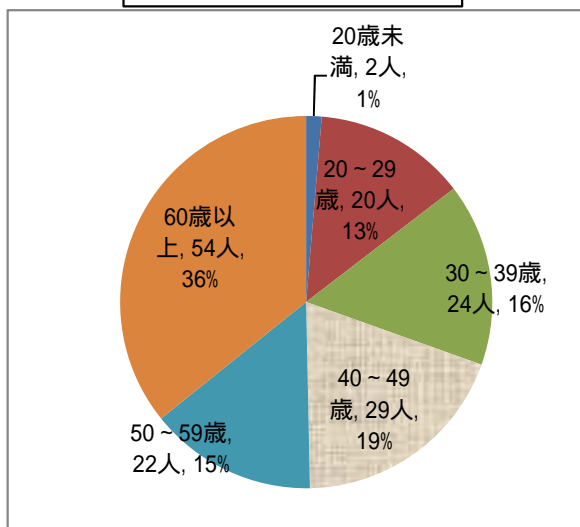
- ・第3次産業を主とするその他の事業は、対前年比4人(2.7%)増加の151人となった。
- ・事故の型別では、「転倒」災害が49人と最も多く、次いで「無理な動作」による災害が29人となった。
- ・起因物別では、通路、作業面等の「仮設物、建築物等」が51人(33.8%)と多数を占めた。
- ・年齢別では、60歳以上が54人であり、全体の35.8%を占めた。
- ・経験年数別では、10年以上の労働者が多く、40人(26.5%)を占めた。一方で、経験年数が1年未満の労働者も39人(25.2%)と多かった。



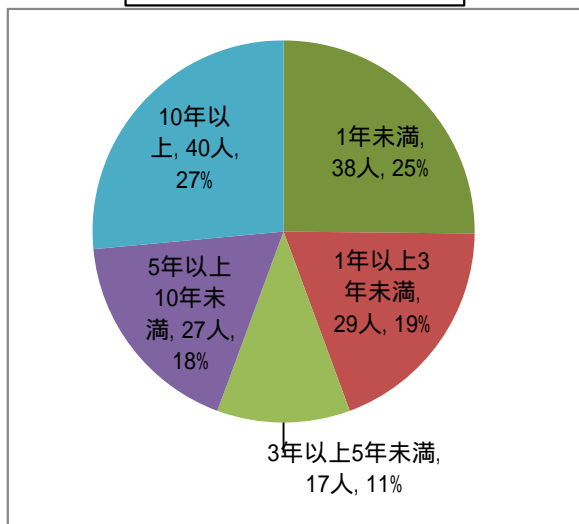
起因物別発生状況



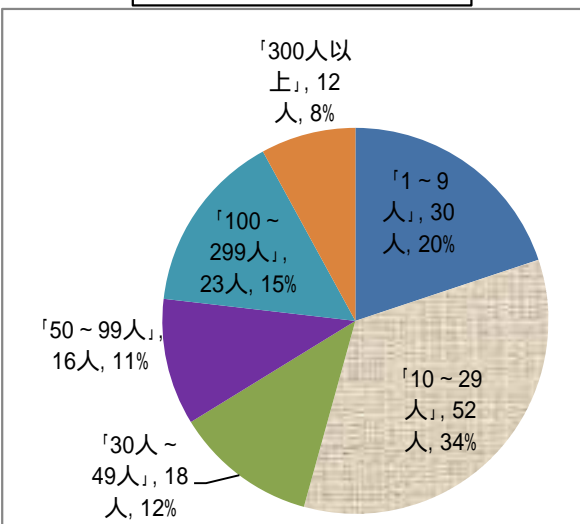
年齢別発生状況



経験別発生状況



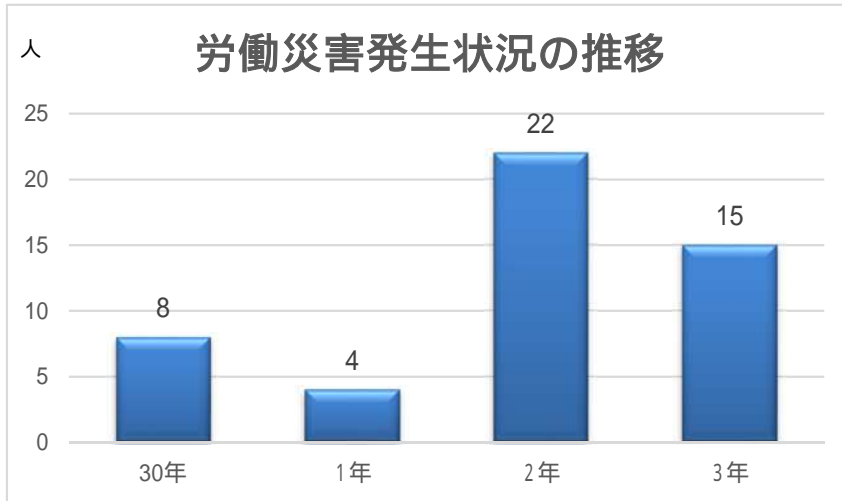
規模別発生状況



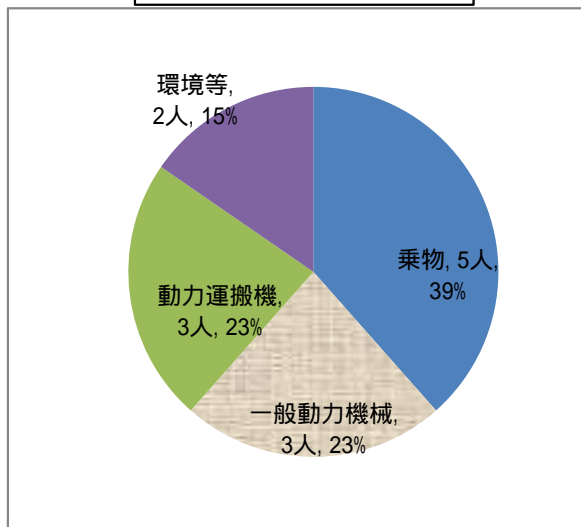
5 外国人労働者の労働災害発生状況

特徴

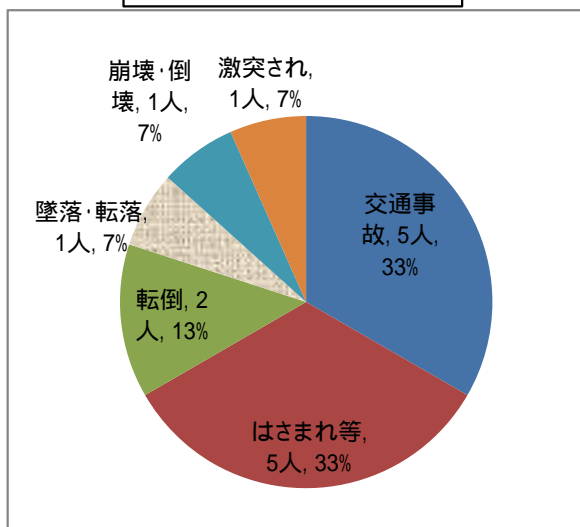
- ・外国人労働者の休業4日以上の労働災害は近年多発傾向にある。
- ・昨年と比較すると、休業4日以上の労働災害は7人の減少である。
- ・事故の型別にもと、「交通事故」と「はさまれ・巻込まれ」災害が突出して多い。
- ・在留資格別にもと、技能実習(5人,33.3%)と特定活動(4人,26.7%)が多くを占めている。
- ・業種別にもと、農業が最も多く、9人(60.0%)となっている。



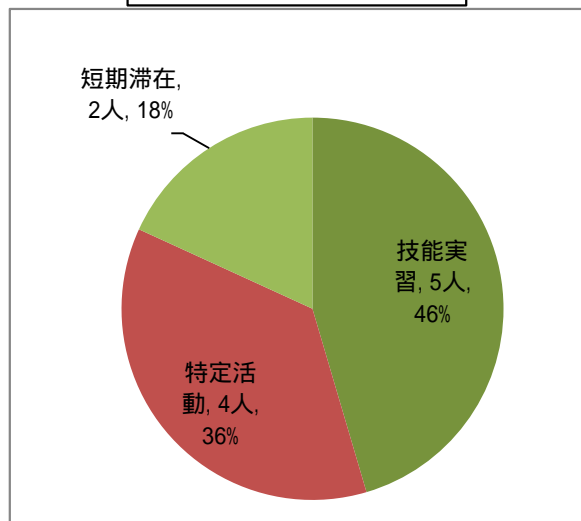
起因物別発生状況



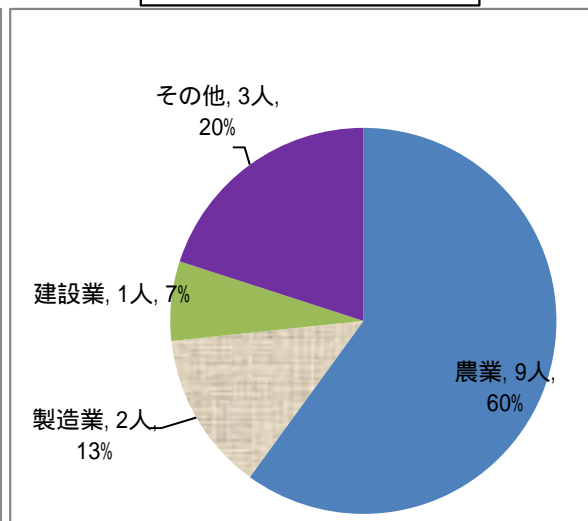
事故の型別発生状況



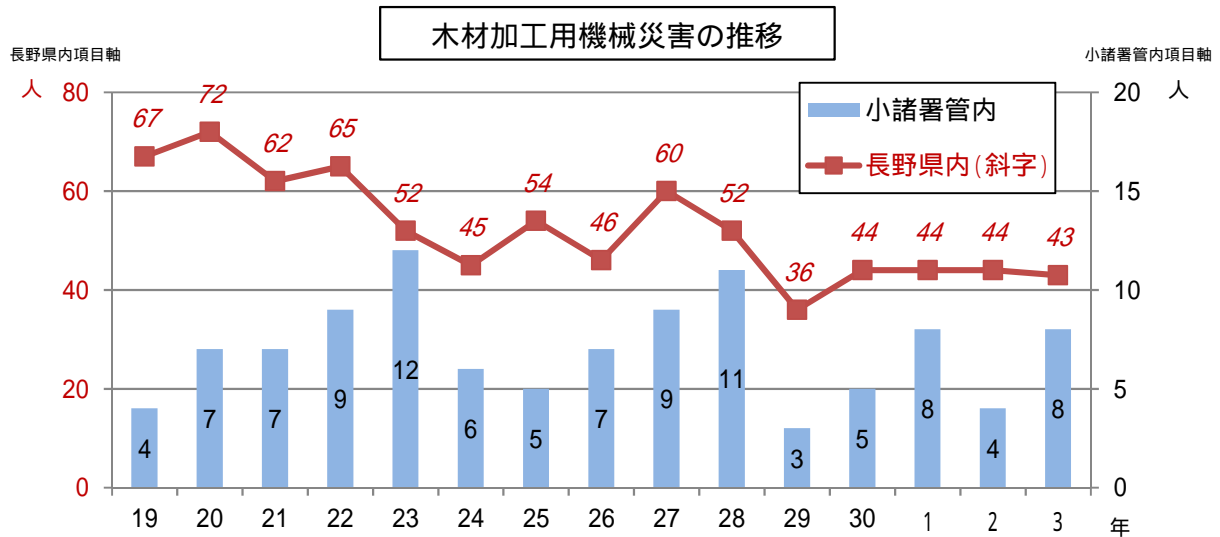
在留資格別発生状況



業種別発生状況



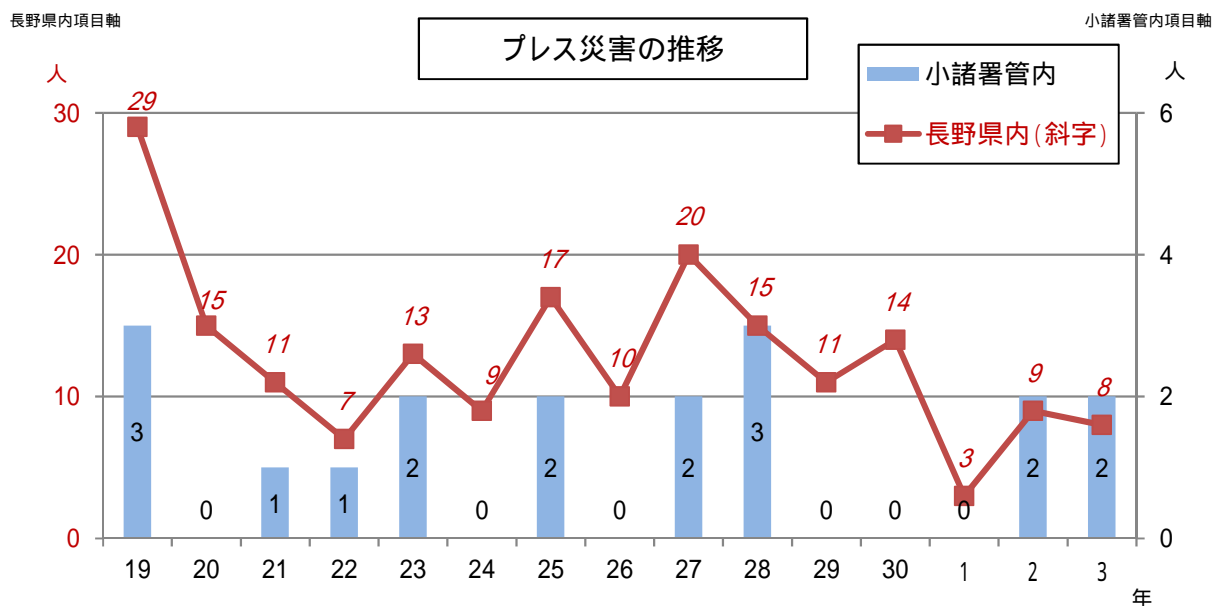
6 木材加工用機械災害発生状況



木材加工用機械災害の内訳

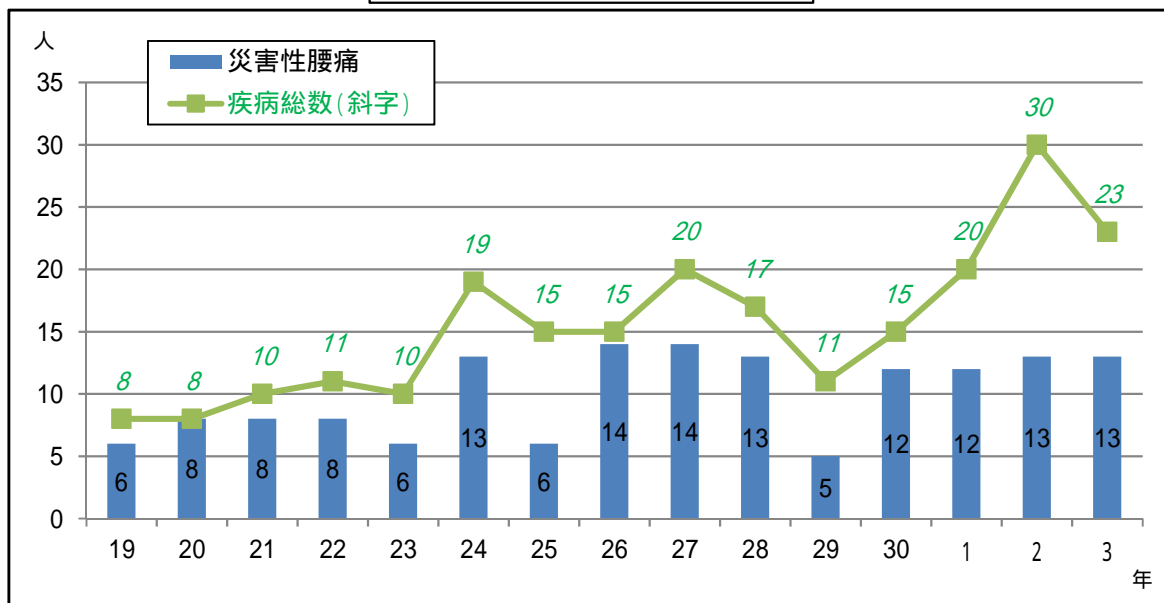
木材加工用機械	業種	木材・木製品 製造業	建設業	林業	左記以外 の業種	合計	構成比
丸のこ盤	定置式					0	0.0%
	携帯用又は可搬式		3		1	4	50.0%
かんな盤	手押し式					0	0.0%
	自動式					0	0.0%
	携帯用又は可搬式					0	0.0%
帯のこ盤		1				1	12.5%
木工フライス・ルーター・面取り盤						0	0.0%
ほぞ取り盤						0	0.0%
木工せん孔						0	0.0%
その他(木工旋盤・チェンソー等)			2	1		3	37.5%
合計		1	5	1	1	8	100.0%

7 プレス災害発生状況



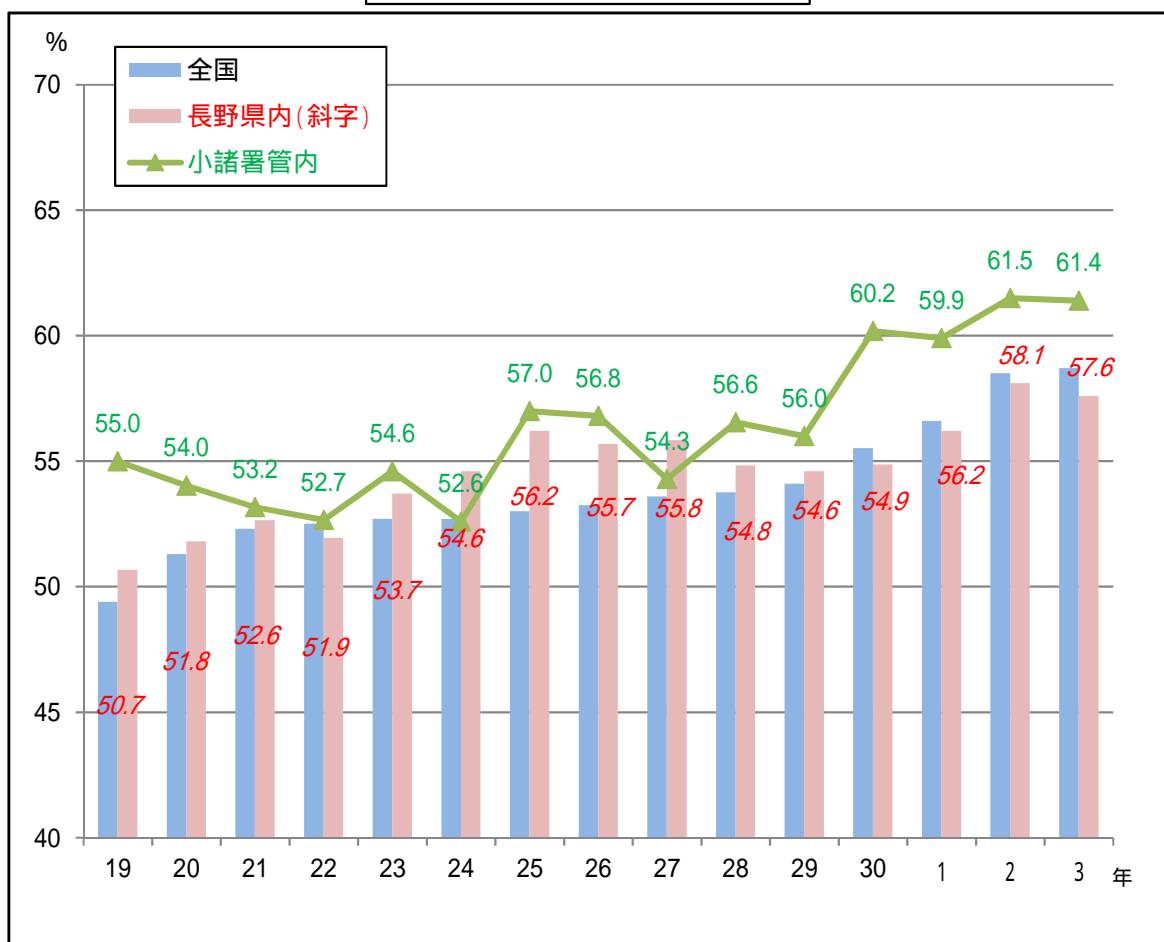
8 職業性疾病・定期健康診断結果

業務上疾病発生状況の推移



新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害の死傷者数を除く。

定期健康診断有所見率の推移



資料出所：定期健康診断結果報告書

9 令和3年業種別労働災害発生状況

<表 1> 令和3年(1月1日～12月末日)業種別労働災害発生状況(確定値)

小諸労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上の死傷者				対前年同期比 増減率	
		平成 令和	31年 年	令和2年	令和3年		対前年増減
製造業	食 料 品 製 造 業		21	31	18	13	
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業			1		1	
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業		2	3	4	1	
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業		2	2	1	1	
	化 学 工 業		2	6	7	1	
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		1	3		3	
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業		2	1	1		
	金 属 製 品 製 造 業		5	4	2	2	
	一 般 機 械 器 具 製 造 業		5	8	5	3	
	電 気 機 械 器 具 製 造 業		5	4	2	2	
	輸 送 用 機 械 等 製 造 業		5	(1) 5	6	1	
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業				1	1	
	そ の 他 の 製 造 業		3	6	1	5	
	小 計		53	(1) 74	48	26	35.1%
鋳 業		2	3		3	100.0%	
建設業	土 木 工 事 業		20	13	12	1	
	建 築 工 事 業		22	17	21	4	
	う ち 木 造 建 築 業		11	3	7	4	
	設 備 工 事 業		1	5	7	2	
	小 計		43	35	40	5	14.3%
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業		12	18	19	1	
	そ の 他 の 交 通 運 輸 業		5	6	4	2	
	陸 上 貨 物 取 扱 業						
	小 計		17	24	23	1	4.2%
林 業		3	6	2	4	66.7%	
その他の事業	卸 売 業 又 は 小 売 業		25	41	33	8	
	保 健 衛 生 業		21	31	26	5	
	旅 館 業		25	13	18	5	
	飲 食 業		12	15	11	4	
	ゴ ル フ 場		2	9	(1) 5	4	
	農 業		10	(2) 8	(1) 17	9	
	清 掃 業		7	4	9	5	
	ビ ル メ ン テ ナ ン ス 業		4	2	3	1	
	上 記 以 外 の 業 種	(1)	25	24	29	5	
	小 計	(1)	131	(2) 147	(2) 151	4	2.7%
合 計	(1)	249	(3) 289	(2) 264	25	8.7%	
死 亡 者 数		1	3	2	1		

1.本統計は、「労働者死傷病報告」により、休業4日以上の災害を集計したものである。

2.()書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。

3.単位:人

4.新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。なお、新型コロナウイルス感染症のり患によるものを含めた令和3年の合計は270人、令和2年は290人。

11 死亡労働災害事例

小諸労働基準監督署

	発生月	事業の種類	事故の型 起因物	発生状況の概要
1	8月	農業	交通事故（道路） 乗用車・バス・バイク	同僚とともに作業場所へ向かうため乗用車を運転中、前を走行する車両を追い越そうとして、対向車線にはみ出したところ、対向車と正面衝突し、運転手1名が死亡した。また、同乗の同僚1名が負傷したほか、対向車に乗車していた労働者を含む4名が負傷した。
2	10月	ゴルフ場	激突され 立木等	ゴルフ場のコース整備作業において、チェーンソーを用いてアカマツ（以下「原木」という。）の造材作業（枝払い・玉切作業）を行っていた作業者が、当該原木の下敷きとなった。

1 2 労働安全衛生行政関係ホームページアドレス

労働災害防止対策及び安全衛生関係に係る資料等について、下記ホームページをご活用ください。

厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>

厚生労働省 HP の『分野別の政策』の【雇用・労働】の労働基準 『施策情報』の【安全・衛生】をクリックで

安全衛生各種リーフレット・資料等

各種リーフレット・パンフレット・資料等がPDF形式で入手できます。

労働安全衛生法関係主要様式集

労働者死傷病報告、各種健康診断結果報告書などの安全衛生関係の法定様式が入手できます。

一部の様式について、様式を印刷される際に印刷位置やサイズを変更したり、白色度の低い再生紙を使用すると機械での読み取りが不能となりますので、

『印刷時の注意事項』を必ず確認の上ご利用ください。

長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/home.html>

長野労働局 HP の上部の『事例・統計情報』 『災害統計・事例』の【長野県内の労働災害・死亡災害事例】をクリックで

長野県内の死亡災害の発生状況

長野県内の労働災害の発生状況

等の労働災害の統計データが入手できます。

長野労働局 HP の左部の関係リンク等の『労働基準監督署からのお知らせ』をクリックで

労働基準監督署からのお知らせ

長野労働局管内の各労働基準監督署からのお知らせを掲載しています。

長野労働局 HP の上部の『各種法令・制度・手続き』 『安全衛生関係』をクリックで**各種安全衛生対策**などを掲載しています。

厚生労働省・職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>

全国の労働災害統計・労働災害事例等が閲覧できます。

こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。メンタルヘルスに関する各種情報が掲載されています。

長野産業保健総合支援センター <https://www.naganos.johas.go.jp/>

産業保健に関する窓口相談、研修、情報提供などの支援活動を行っています。

